

(写)

F A X 送 信
教 協 第 17 号
令和 3 年 1 月 15 日

各都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

一般社団法人 教科書協会
会 長 千 石 雅 仁
(印影印刷)

化学物質過敏症対応本について(お願い)

平素より教科書及び教科書給与業務に関して特別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 1 月 15 日付、文部科学省事務連絡で化学物質過敏症対応本について送付されているかと存じます。一般社団法人教科書協会(以下「当協会」と称します)では、例年文部科学省から委託を受け、窓口となっています。

対応本作成には種類により異なりますが、約 1 か月程度の時間を要します。新年度開始から使用する教科書に対応するため、前年度作成実績のある学校には、当協会から別途に連絡していますが、新たに発症、新入学するなど対応実績のない学校には当協会から周知する手段がなく、新年度開始に対応が間に合わず支障をきたしてしまいます。

つきまして、新年度開始から新規に化学物質過敏症対応本が必要な児童生徒がいらっしゃる場合の依頼は、当協会に令和 3 年 2 月 15 日(月)到着分までとさせていただきます。域内の市町村(特別区を含む)教育委員会、国立・公立及び私立の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校へ周知くださいますようお願い申し上げます。

お忙しいところお手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

対応本を申請される場合は、当協会ホームページ(www.textbook.or.jp もしくは「教科書協会」で検索) ⇒ 各種届書・申請書 ⇒ 化学物質過敏症対応本作成依頼書 から申請書をダウンロードしてご使用ください。

申請書は各学校長名で校印をお願いいたします。

問合せ先：一般社団法人 教科書協会
T E L : 0 3 (5 6 0 6) 9 7 8 1
担当：小泉・平田